

世田谷区軟式野球連盟規約



第一章 名称及び事務所

第1条 この連盟は世田谷区軟式野球連盟（以下、本連盟という）と称し、公益財団法人東京都軟式野球連盟世田谷支部とする。
英文表記はSetagayaku Baseball League（略称：S.B.B.L.）とする。

第2条 本連盟は東京都世田谷区内に事務所を設置する。

第二章 目的及び事業

第3条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を区民全般に普及し、その健全な発展ならびに地域住民との交流を通じ地域文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 世田谷区における野球大会の主催及び後援
2. 軟式野球の普及・発展ならびに技術向上に関する指導研究
3. 公認野球規則の普及・徹底および審判員の技術向上に関する指導研究
4. 軟式野球施設の拡充に関する事項
5. 機関紙その他必要な刊行物の発行
6. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第三章 会 員

第5条 会員は原則として世田谷区内に在住または在勤・在学する者によって編成されるチームとする。

一般部：15歳以上（中学生を除く）の者によって編成されるチーム

少年学童部

少年：中学生によって編成されるチーム

学童：小学生によって編成されるチーム

第7条及び第8条に定める責任者は世田谷区内に在住または在勤する者に限る。

第6条 会員として、一般部チームは以下の条件を具備しなければならない。

一般部チームはプロ野球選手として登録された者及び学生野球の現役選手（硬式、軟式）として登録されている者を除く者により編成し、以下のいずれか一つに該当するチームをいう。

一、職域チーム：官公庁、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する者により編成されるチーム

一、地域チーム（クラブチーム）：区内に在住または在勤・在学する者により編成されるチーム

一、学生チーム：区内に在住または在学する学生により編成されるチーム

但し、学校単位で編成する場合は学校名は使用できない

第7条 一般部チームは、責任者1名、監督1名、主将1名のスタッフをチーム内に置き、10名以上100名以内の競技者（女子も可）によって登録・編成されなければならない。責任者、監督は競技者との兼任を可能とし、また責任者と監督は同一人であっても構わない。
但し、責任者・監督は成人でなければならない。

第8条 少年学童部チームは、責任者1名、監督1名、コーチ2名以内と競技者10名以上100名以内（女子も可）によって登録・編成されなければならない。
責任者及び監督・コーチは成人でなければならない。
監督またはコーチが責任者を兼務することができる。

第四章 加盟及び脱会

第9条 会員となるチームは、本連盟の定める登録申込書の提出と会費の支払いを行う。

第10条 会員は登録事項に変更が生じた時は、本連盟にその旨を届出なければならない。

第11条 会員の登録は毎年度初めに行い、手続き完了とともにその年度の会員資格を取得する。
年度初めに登録できなかった場合は、各大会の主将会議・代表者会議前に第9条の手続きを行えば、その年度の会員資格を取得することができる。

第12条 会員は以下の各号の一つに該当する時は、その資格を喪失する。

1. 第5条から第8条に定める条件を具備しなくなり、本連盟が不適格と認めた時
2. 自ら脱会の意を表明した時
3. 除名の処置をとられた時

第五章 役員

第13条 本連盟に下記の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 一、会長 | 1名 |
| 一、副会長 | 若干名 |
| 一、顧問、参与 | 若干名 |
| 一、理事長 | 1名 |
| 一、副理事長 | 若干名 |
| 一、監事 | 2名以上 |
| 一、理事 | 若干名 |
| 一、評議員 | 若干名 |

- 第14条 会長、副会長は評議員会で推挙する。
会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第15条 理事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。
理事は理事会を構成し、職務を執行する。
- 第16条 理事はその互選により理事長、副理事長を選出する。
理事長は理事会を代表し、会務を執行する。
理事長は会長、副会長に事故ある時はその職務を代行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
理事長は緊急を要する事項で理事会に諮ることができない時は、これを執行することができる。この場合は、次の理事会の承認を得る必要がある。
- 第17条 評議員は加盟チーム会員と審判部員より若干名を選出し、会長が委嘱する。
- 第18条 監事は評議員会において選出し、会長が委嘱する。
監事は会計を監査する。
- 第19条 顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
顧問、参与は必要に応じて会長・理事長の諮問に応じる。
- 第20条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を執行する。
- 第21条 役員が任期途中で退任または欠員となった場合、後任を選出することができる。
後任の任期は前任の残任期間とする。
- 第22条 現任役員任期途中において新たに役員が選出された場合、その役員任期満了は現任役員と同じとする。

第六章 会 議

- 第23条 本連盟の会議は、評議員会、理事会とする。
- 第24条 評議員会は毎年1回定期に開催する。会長が招集しその議長となる。
但し、会長が認めた時は臨時に招集することができる。
尚、評議員会に出席できない評議員は、委任状を会長宛に提出しなければならない。

第25条 評議員会は評議員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
但し、同一議事について再度招集された時はこの限りでない。

第26条 評議員会の議事は出席した評議員と委任状の過半数をもって決する。
可否同数の時は議長がこれを決する。

第27条 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。
理事会に出席できない理事は、委任状を理事長宛に提出しなければならない。

第28条 理事会の議事は出席した理事と委任状の過半数をもって決する。
可否同数の時は議長がこれを決する。

第七章 会 計

第29条 会員は本連盟の定める会費を納入する。

第30条 本連盟の経費は以下に掲げるもので支弁する。

- 一、会費
- 一、事業収入
- 一、寄付金
- 一、その他の収入

第31条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第32条 本連盟に以下の会計担当を置く。

- 一、会計責任者 1名
- 一、一般部会計担当者 1名
- 一、少年・学童部会計担当者 1名

理事長は会計責任者及び会計担当者を理事から選出し、その職務を委嘱する。
会計責任者は会計担当者を兼務することができる。

第33条 会計責任者は毎会計年度の予算を編成し、会長、理事長に報告しなければならない。
会計責任者は決算書および証書類を監事の審査に付し、その結果を会長、理事長に報告しなければならない。
会長、理事長は決算ならびに予算について評議員会の承認を得なければならない。

第八章 専門委員会

第34条 本連盟の事業遂行のため理事会は各種の専門委員会を設けることができる。
専門委員会に関する規定は理事会が定める。

第九章 規 律

第35条 役員もしくは会員が本連盟の諸規定に違反したり、本連盟の品位を著しく汚す行為があつた場合、会長あるいは理事長が規律委員会を招集し、会長あるいは理事長が議長となる。

第36条 規律委員会は理事、評議員若干名（違反等の当事者は除く）で構成し、当事者およびその関係者から事前に状況確認・調査した上で権利の停止処分、もしくは除名処分を行うことができる。

第十章 規約の変更

第37条 本規約は、評議員会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

第十一章 付 則

第38条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が定める。

平成27年2月7日（土） 規約全面改正

平成29年2月4日（土） 一部改正

世田谷区軟式野球連盟規約細則



第一章 大会

第1条 世田谷区軟式野球連盟（以下、本連盟という）が主催する公式大会は以下の通りとする。

【一般部】

- 一、都民体育大会世田谷大会
- 一、春季軟式野球大会（1部・2部・3部）
- 一、夏季軟式野球大会（1部・2部・3部）
- 一、秋季軟式野球大会（1部・2部・3部）
- 一、世田谷区民体育大会
- 一、壮年部リーグ戦
- 一、壮年部王座決定戦
- 一、王座決定戦

【少年学童部】

- 一、全日本少年軟式野球大会世田谷大会
- 一、春季少年野球大会アンダーアーマートーナメント世田谷大会
- 一、東京都少年新人軟式野球大会世田谷大会
- 一、夏季少年軟式野球大会
- 一、秋季少年軟式野球大会
- 一、全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント世田谷大会（学童高学年）
- 一、春季高学年軟式野球大会東京都知事杯世田谷大会
- 一、夏季高学年軟式野球大会兼ジャビットカップ世田谷大会
- 一、秋季高学年軟式野球大会
- 一、春季低学年軟式野球大会
- 一、夏季低学年軟式野球大会
- 一、秋季低学年軟式野球大会
- 一、東京新聞杯日本ハム杯兼城南CUP学童新人戦世田谷大会
- 一、学童王座決定戦（学童高学年）

第2条 大会に参加するチームは、本連盟規約第9条から第11条に定める手続きを経てその年度の会員資格を取得したチームと選手に限る。

第二章 規律

第3条 大会出場チームあるいは選手が以下の各号のいずれかに該当する時は、本連盟規約第九章（規律）の規定に基づく規律委員会により、相当の処置を行う。

1. 不正登録チームあるいは選手の出場
 - ・試合中に発覚した場合は、直ちに試合を終了し相手チームに勝ちを与える。
 - ・試合終了後に発覚した場合は、次の対戦チームに勝ちを与える。
 - ・優勝チームの不正が決勝戦終了後に発覚した場合は、準優勝チームを優勝とする。

2. 軟式野球規則に対する違反

軟式野球規則に従い審判員が下したいかなる判定に対しても、これに服従しない者。

3. 大会秩序を乱し、その進行を妨げる行為

軟式野球の正しい発展を阻害する言動を敢えて行い、大会の進行を妨げる行為をした者。（チーム関係者を含む）

第4条 規律委員会は、必要に応じ会長あるいは理事長が招集し、理事、評議員若干名で構成する。

会長あるいは理事長がこの委員会の議長を務める。

第5条 規律委員会は、規律規定に定める違反事項の調査及び確認を行い、処分内容の決定を行うとともに、速やかに規定違反者にその内容を通達する。

第三章 選手異動

第6条 本連盟規約第四章（加盟及び脱会）の規定により会員となったチームの選手は、所属する球団が解散するかあるいは本連盟を脱会しない限り、同一年度内は他球団チームへの異動登録をすることができない。

但し、所属球団の解散や脱会により他球団チームへの異動が認められるケースでも、第1条で規定する各大会が始まっている場合には、同一大会での他球団チームからの出場はできない。

第四章 規約の変更

第7条 本規約細則は、理事会において出席者の過半数の同意を得て変更することができる。

第五章 付 則

第8条 本規約細則の施行について必要な事項の細目は理事会が定める。

平成27年2月7日（土） 規約細則全面改正